

参議院電力問題に関する特別委員会會議録第十八号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)午後二時四分開会

本日の會議に付した事件

○理事の補欠互選

○電氣事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○電氣事業再編成法案(内閣送付)

○公益事業法案(内閣送付)

○委員長(飯田精太郎君) 只今より委員會を開会いたします。

法案の審議に入る前に御語りいたしたいことがございます。理事の小川久義君より辭任の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(飯田精太郎君) 只今より委員會を開会いたします。

○委員長(飯田精太郎君) それでは許可することにいたします。尚、理事の補欠選挙につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(飯田精太郎君) 御異議ない

と認め、その補欠として佐々木良作君を理事に指名いたします。ちよつと速記を止めて

(速記中止)

○委員長(飯田精太郎君) 速記を始め、次に先日配付になりました資料について内容を簡単に御説明願います。

○佐々木良作君 説明の際に、これは非常に歴大な資料だから全部説明をしなくては、一ことごとくにちよく、こちらとして聴きたいことが実質的な

問題としてあると思いますから、特に関連的にお述べ願いたいと思います。

○政府委員(小室恒夫君) お手許に配付いたしました電氣事業再編成関係の資料は、幾つかの箇に分れておりますが、電氣事業関係のその二と題しておりますのは、直接先般本委員會において御要求になりました資料を盛つてあるのでございます。尤も電氣事業再編成関係資料とあつて一番厚い資料も同時に配りしてあると思ひます。

が、これは衆議院の通商産業委員會の要求によつて作製した資料でありまして、すでに作製された資料で以て参議院の御要求をカバーしております場合には、重ねてその二の方には盛つておらない点がございます。尚それとは別に電氣事業概況というものを配りしてある等でございますが、これは資源庁電力局で全体の電氣事業を把握するのに必要かと思はれる資料を見つくるつて一纏めにしたものでござい

ます。そのほか袋の中に一括いたしました一般的な資料を目次に掲げてござい

ますように一纏めにしてござい

ます。それについては後程御説明いたしたいと思ひます。当面御要求の資料、つまり電氣事業再編成関係資料その二というものについて……

○佐々木良作君 議事進行。その二じやなくて前の方ですね、衆議院の云々と言われましたけれども、衆議院の要求した資料を包括的にこつちにも呉れ

ということ、参議院からも要求したことになつておるのですが、むしろこ

れの方を……。包括的になつておるから、これからこれの方に移つて頂いた

らどうですか。

○門屋盛一君 参議院の要求したのはどれなんですか。

○佐々木良作君 その次にこれが続くわけですね。

○政府委員(小室恒夫君) 續くと申し

ます。御要求の項目によつて作りま

したから……

○門屋盛一君 この電氣事業再編成関係資料というのが衆議院から要求した資料なんですか。

○佐々木良作君 それにくつついて今度はこれが出た。

○政府委員(武内征平君) もう一遍はつきり申し上げますが、電氣事業再編成関係資料というのが、これは衆議院の通商産業委員會において御要求になつた資料でございます。電氣事業再編成関係資料その二と書いてござい

ます。これが先般當委員會において御要求になつた資料でございます。ただこの際

に先程佐々木委員の仰せられましたごとく、衆議院で御要求になつた資料も参考になるから併せて出せ、こ

う御要求がありましたのでお纏めして出した。こういうわけであり

ます。

○委員長(飯田精太郎君) それでは續けて下さい。

○説明員(高村善博君) お手許に差

上げております資料の概要について申

上げます。先ずどういふ資料を差上げ

ておりますか申上げますと、電氣関係

主要法令集、これはお手許に差上げて

おりますところの資料は袋の表題に

書いてございましてから御覽になつて頂

きまして……。その中の電氣事業再編成関係資料について御説明申上げま

す。最初どういふものをこの中に用意

しておるか目次について御覽になつて

頂きます。第一が電力設備表。会社別

現有発電所出力、会社別現有送電線路

電圧別延長表、会社別現有変電所認可

出力、会社別現有配電線路延長、会社

別現有保安通信設備、会社別現有事業

所、それから第三といたしまして配電

会社地区別電力需用状況、日発及び配

電供分でございます。昭和二十二年

度、二十三年度、二十四年度の需用家

数、取付灯数及び契約電力、需用電力

量、こういうものがその中に出ており

ます。

四、昭和二十四年一月から十二月に

至る水火力別事業別発電電量実績表、

その一といたしまして日本発送電及び配

電会社全国合計、その二といたしまして

日本発送電分の日発給電地区別、その

三、配電会社分、その四、配電区会

社別。それから資料の五といたしまして

過去三年間における地帯間電力融通

状況、六、電力需給調整方法の概要

七、旧料金制と新料金制の概要、八、

これは別紙にございまして、ちよつと途

中で恐縮でございますが、この項目は

本委員會におかれましては先般御要求頂

きました事項につきその順番に並べて

ござい

発電所返還要請一覧表、五、電力長期計画需給対照、六、水力発電所開発計画、七、火力発電所補充計画、八、電気事業者の立入特権等の廃止の理由及びこれが会社に及ぼす影響。

それから備考、一、九地区別五ヶ年間に於ける、イ、各事業種別需用電力量、ロ、現有設備及び区域内の電力の発生及び供給量、ハ、右需用供給の過不足に対する対策、ニ、再編成後における電源開発に關し、地域別既設電源地点及び未開発電源地点に關する出力、工費、期間、資金調達の見通し、右二項に關しては別冊電気事業再編成資料の中に盛つてございます。前に申上げた資料の中に盛つてございます。以上が御手許に差上げてございます資料の要旨でございますが、それでは前の電気事業再編成関係資料から申上げます。

第一頁の電力設備表は水力火力別に、それから各配電会社及び日本発送電会社別に出力が記載してございます。それは数字はこの表を御覧になつて頂くことにいたしまして、その次に送電線路電圧別延長表、これは会社別にキロメートル単位に記載してございます。公称電圧別KVと書いておりますが、これは千ボルトの意味でございます。十四万ボルト、十萬ボルト、それから七万及び六萬ボルト、五萬乃至三萬ボルト、二萬ボルト以下これで送電線の長さがどれくらいかという数字が載つております。次の頁で会社別現有変電所認可出力、単位キロボルトアンペア、これの電圧別に、これは変電所が電圧の高い引出し口と低い引出し口とがございますが、高い方の引出し口で整理してございます。これも前申上

げたと同じように百四十とありますのは十四万ボルトでございます。十四万、十萬、七萬乃至六萬ボルト五萬から三萬ボルト、二萬ボルト以下でございます。このように会社別に整理しておいてございます。

次が会社別現有配電線路延長、これは高圧線と低圧線とに分けてまして高圧線は架空線と地中線、低圧線におきましては架空線と地中線に分けて整理してございます。

次の頁で会社別現有保安通信設備、これは有線式と搬送式とに分けておりまして、有線式の中でもこれを表示いたしますのに、送電線式の配電線の添架、地中電話線路、独立電話線路その他というふうに整理してあります。それと電話機の数、搬送式におきましては電力線搬送と通信線搬送とがございます。それがそのおの／＼によりまして、通信線の延長が、而して搬送電話では端局の数が載せてございます。引き続きまして次の頁では会社別現有事業社、本店、支店、支社配電局、配電局とありますのは、関西だけでございまして、これは大休支社と同じ程度の規模を有するものでございます。それから営業関係分派機関、工務関係分派機関、その事業種の教でございます。次に入りまして配電会社地区別電力需用状況、これは日発配電会社供給分のみを取つております。

○佐々木良作君 これは三でしよう。二は送電関係一覽圖及び附表であつたでしよう。

○政府委員(小室恒夫君) 送電関係一覽圖及び附表につきましては、実は皆さんの御理解を頂くのに非常に便利のために送電系統圖を差上げてござい

ます。

○佐々木良作君 それは雷雨観測圖でありませんか。

○政府委員(小室恒夫君) 雷雨観測圖ではありません。むしろそういう名前をつけましたものが、送電系統圖、送電関係一覽圖は非常に技術的に詳細に互りまして、尙青写真でございまして、御覧になつて頂いてもまあ御審議のためにどの程度何といひますか、こちらの方が御理解によいと思ひまして……

○佐々木良作君 その送電関係一覽圖は、あの雷開観測圖と、ここに提案要求された送電一覽圖とは性格が違ふ。送電関係一覽圖ははつきり需給計画なりが載つておるのであつて、それは性格が違ふのです。要求されたものを差上げたがよいと思ひます。

○政府委員(武内征平君) 今大休御要求のものは一会社の青写真でもこんな沢山になるのでございまして。それで青写真を撮つたものがありますので、若しその関係で特に御説明をいたす必要があれば持つて来て御説明をいたしますが、その資料は非常に詳細に互りまして莫大なる費用もかかりますし、多少時間がかかるのですから、一応これで分るというふうに推定いたしましたので出したものでございまして。どんなものでございましょうか。

○佐々木良作君 これは衆議院の要求したものを僕は要求しておいたのですから話が違ふのです。この意味は送電線路を見ようというのではなくて、電力需給契約の現状とか数字の入つたのを見ようという意圖なのです。会社の設備の新設、変更認可申請するときにつけてやるのですからないわけはな

い。

○政府委員(武内征平君) あるのでございまして、それは会社別に非常に大部になるのです。一社でこのぐらいになるのです。青写真ですから……契約の関係はその後にあります。

○栗山良夫君 或る程シートに分けるとこんなになりますけれども、それを総合した日発なら日発で一枚、少くとも配電会社で一枚は総合したのがあります。せい／＼やつても、十会社だから十枚あればその送電系統の全貌が分るのがあります。そういうのがよいのではありませんか。

○政府委員(小室恒夫君) 送電系統圖といたしまして、只今栗山委員のおつしやつたのはございまして、これは若干部づつは用意して来ております。ただ佐々木委員の言われましたような、送電関係一覽圖の表と契約やなんか書いた資料の要約したものとはございせんので、この各議員の方に用意して差上げて差支えないのであります。が、実際問題として本日に御覧なさる方の教だけ用意して頂ければ好都合でございます。

○佐々木良作君 そんなら差当つて送電関係一覽圖は栗山君の言うような恰好で総合したもの、それから附表は一覽表でですから直ぐでございましょう。

○政府委員(小室恒夫君) あれば配電会社は支店別になつておりますから、送電関係一覽表附表ですね……支店別になつておりますから一つの会社でこのくらいになりますから……

○佐々木良作君 それなら要約でいいが……

○政府委員(小室恒夫君) 用意しても

差支えありません。

○佐々木良作君 頼みます。

○委員長(飯田精太郎君) それから只今電気事業者の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に關する法律案について採決をしたいと思ひます。外の委員会をちよつと休んで貰つてこつちへ揃つて貰つたのですから、その間にこれだけ一ツ片附けたらと思ひますが……それでは今の説明を一時中止しまして、本法案の討論採決をしたいと思ひます。

○門屋盛一君 定足数は大丈夫ですか。ちよつと速記を止めて

○委員長(飯田精太郎君) (速記中止)

○委員長(飯田精太郎君) 速記を始め、それでは本法案の討論に入りたいと思ひます。

○石原幹市郎君 質疑も盡きておりますし、この際討論を省略しまして、直ちに採決に入つたらどうかと思ひます。その動議を提出いたします。

○委員長(飯田精太郎君) 石原君の動議に御異議ございせんか。

○門屋盛一君 討論は併し簡單な討論が私はあるのですがね。

○委員長(飯田精太郎君) どうぞ。○門屋盛一君 この見返資金に關する法律案が出されて、そうしてまあ再編成が出て来なければこれで問題はないのですけれども、見返資金に關する法律案と、今出されて、再編成法案と、これは再編成の方が通るか通らんか分らんからいいようなものですけれども、これを同じ会期中に両方通そうとする政府の法案の出し方については、国会を愚弄するものと言わざるを

得ない、「その通り」と呼ぶ者あり）併し今電気事業の開發のために、必要欠くべからざるこの見返資金の法案が、我々国会が自主的にこの再編成關係の法案を通すか通さんかといふことは、今後の問題ですからこの際私はその見返資金の法案に対して賛成するものでありますが、今後政府はその会期中においてかくの法案を通したいという希望があるときには、かくのごとく国会にいらん手数をかけないように、両方とも早く出して、一方で済むというふうにするべきであるといふことをつけ加えまして本案に賛成いたします。

○委員(飯田精太郎君) 外に御発言ございせんか。別に御発言がありませぬければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより本案の採決に入りたいと思ひます。賛成の方の挙手を願ひます。
〔総員挙手〕
○委員(飯田精太郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決いたしました。尙本會議における委員長の日頭報告の内容は本院規則第四百條によつて、予め多教意見書の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容及び委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認願ふことに御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(飯田精太郎君) 御異議ないと認めます。本院規則第七十二條によ

りまして委員長が議院に提出する報告書に多教意見書の署名を附することになつておりますから、本案を可とされの方は順次御署名を願ひます。
多教意見 署名
赤木 正雄 結城 安次
石原幹市郎 廣瀬興兵衛
深川榮左エ門 玉置吉之丞
境野 清雄 佐々木良作
水橋 藤作 栗山 良夫
門屋 盛一 吉田 法晴
島 清 下條 恭兵
○委員(飯田精太郎君) 御署名漏れはありせんか。ないと認めます。それでは前に戻りまして説明の続きを願ひます。
○栗山良夫君 今の説明を伺うとき、これは大変な書類ですから、そう細かくお願いできないでしようけれども、私共も尙勉強しなければならぬのです。とにかくポイントの点を一二点示して貰ひたいです。ね、こういうテンプルです。ということだけではちよつと親切を欠くきらいがありますから、専門の行政府として、どこが一番重要なのかその点をやはり示して置いて下さい。ちよつとお願ひいたします。
○説明員(高村善博君) 第三、配電会社地区別電力需要状況、これも日発及び配電会社の……
○門屋盛一君 議事進行について、今日は速記が大変忙がしいようですから速記はとつたらどうですか。
○委員(飯田精太郎君) 速記をとめて下さい。
午後二時五十五分速記中止
午後四時三十分速記開始
○委員(飯田精太郎君) 速記を始め

て、本日はこの程度で散会いたします。
午後四時三十七分散会
出席者は左の通り。
委員長 飯田精太郎君
理事

委員

栗山 良夫君
島 清君
吉田 法晴君
石原幹市郎君
廣瀬興兵衛君
境野 清雄君
深川榮左エ門君
赤木 正雄君
玉置吉之丞君
村上 義一君
政府委員
通商産業事務官
(資源庁電力局長)
武内 征平君
通商産業事務官
(資源庁電力局長)
川上 篤治君
通商産業事務官
(資源庁電力局長)
小室 恒夫君
通商産業技官
高村 善博君
説明員

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。
一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二〇八一号)
一、電気事業の再編成に関する諸願
(第二〇八七号)
一、九州各県の電気事業対策に関する諸願

諸願(第二〇九八号)

- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二〇九九号)
- 一、私鉄の電気料金引上げ反対に関する諸願(第二一〇二号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一〇六号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一〇七号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一〇八号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一〇九号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一一五号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一二七号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一四六号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第二一五六号)
- 一、新電気料金値下げに関する諸願(第四一三三号)
- 一、農事用電気料金に関する諸願(第四二二二号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第四二九号)
- 一、電気事業の再編成に関する諸願(第四三九号)

第二〇八一号 昭和二十五年四月十四日受理
電気事業の再編成に関する諸願(三十三通)

諸願者 徳島市北佐古町五ノ一 長尾産業株式会社取締役 役 長尾伝蔵外三十二名
紹介議員 紅露 みつ君

電気事業は国民生活に直結した公共事業で産業の基幹をなすものであり、その運営如何は国民経済に至大な影響を及ぼすものであるから、今回実施された不合理な料金改訂によつて四国地方の産業経済は相当打撃を受けている上に更にこれを激化するような九分割案には反対であるとの諸願。

第二〇八七号 昭和二十五年四月十四日受理
電気事業の再編成に関する諸願(三十三通)
諸願者 長崎県北松浦郡江迎町 長 小林知一外二十八名
紹介議員 門屋 盛一君

現段階における電気事業の分析は、九州地方の電力需要家の要望である地域差料金の撤廃、地帯間融通電力の確保、電源開発等の早期実現をさまたげ九州地方はいままで電力不足と高率料金を悩まされて、産業の発展に致命的打撃を受けているから、九州地方の特殊性を考慮されて、地域によつて電力立地上不利をこうむることのないように取り図らわれないとの諸願。

第二〇九八号 昭和二十五年四月十四日受理
九州各県の電気事業対策に関する諸願
諸願者 福岡市役所内九州各県 議會電気事業対策協議会内 野田貴造
紹介議員 野田 俊作君

電気事業の再編成に當つては、九州地方における電力事情の特殊性を充分考慮されて、(一)離島の電気事情改善、(二)農事用電力の確保ならびに電気料金の値下げ、(三)電気工事の工事費値下げ、(四)無電燈部落の解消等の実現を図らねばならないとの諸願。

第二〇九九号 昭和二十五年四月十日受理

電氣事業の再編成に関する請願

請願者 福岡県議會議長 稻員 松外二名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第二二〇二号 昭和二十五年四月十日受理

私鉄の電氣料金引上げ反対に関する請願

請願者 東京都港区高輪南町三 〇 日本私鉄労働組合 総連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 木下 源吾君

従来地方鉄道は、公益事業として政府の統制監督下におかれ、反面同じ事業でありながら国鉄にない多くの地方税を負担してきた。しかるに今回更に電氣料金の値上げが実施されたため、私鉄の経営は重大な危機に陥っているから、私鉄企業の公益性を考慮して、私鉄に対する電氣料金を従来通りの水準に復帰せられたいとの請願。

第二二〇六号 昭和二十四年四月十日受理

電氣事業の再編成に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡大川村長 長孝志外一名

紹介議員 佐々木良作君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第二二〇七号 昭和二十四年四月十日受理

電氣事業の再編成に関する請願（二十

三通）

請願者 長崎県東彼杵郡川棚町 長 中尾栄太郎外二十 五名

紹介議員 門屋 盛一君

この請願は、第二〇八七号と同じである。

第二二〇八号 昭和二十五年四月十五日受理

電氣事業の再編成に関する請願（九十四通）

請願者 徳島県三好郡三庄村議 會議長 川原嘉十郎外 百九名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二〇八一号と同じである。

第二二一五号 昭和二十五年四月十七日受理

電氣事業の再編成に関する請願（二十二通）

請願者 福岡県八女郡黒木町長 松木富士雄外二十五名

紹介議員 門屋 盛一君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第二二一七号 昭和二十五年四月十八日受理

電氣事業の再編成に関する請願（二通）

請願者 兵庫県伊丹市池尻字松 木山一日本電氣産業労働組合兵庫分会内 和 田増男外三十名

紹介議員 佐々木良作君

電氣事業は公益事業であり、その消長は国民生活に重大な影響を及ぼすものであるが、もし電氣事業が分割される

と、電力供給力の減退、電源開発不振、電氣料金の値上げ、サービスの悪化等を招き、事業の維持を困難にし国民の負担を増大せしめ、日本経済を混乱に導くから、電氣事業の分割には反対であるとの請願。

第二二四六号 昭和二十五年四月十八日受理

電氣事業の再編成に関する請願（四百八十二通）

請願者 大阪市西成区津守町三 六三ノ二 株式会社植 田鉄工所取締役社長 植田藤吉外四百八十一 名

紹介議員 佐々木良作君

電氣事業の九分割案は、電氣料金の地域差を増し、また全国一貫電力融通が不円滑となつて地方産業、民生に多大の悪影響を與えるものであるから、電氣事業の公益性と大規模経営による合理性とに立脚して地域的分割を取り止められたいとの請願。

第二二五六号 昭和二十五年四月十八日受理

電氣事業の再編成に関する請願

請願者 大阪市北区堂島北町二 〇 青柳ビル北館三建工 業株式会社大阪支店內 西本竹吉

紹介議員 徳川 頼貞君

この請願の趣旨は、第二二四六号と同じである。

第四一三三号 昭和二十五年四月十四日受理

新電氣料金値下げに関する陳情

陳情者 鳥取県日野郡日野上村

會議議長 松本市治

さきに決定された電氣料金は、危機に直面している農村産業をさらに困難に陥れ、延いては日本再建を不可能にするものであるから、直ちに電氣料金を値下げせられたいとの陳情。

第四二二号 昭和二十五年四月十四日受理

農事用電氣料金に関する陳情

陳情者 滋賀県愛知郡豊岡村大 平居豊岡村農業協同組 合長 満島清七

政府はさきに早期供出、供出完遂の見地より、ばく大な資本を投じて積極的に農事電化を奨励し、遂次その実績を挙げてきた。しかるに今回の電氣料金改正は、生産コストおよび投下資金の増大により、農業経営を重大な危機に陥れる虞があるから、農業用電力の割当増加、電氣供給諸規定の合理的運営等により、農産物価格に引き合つた電氣料金を制定せられたいとの陳情。

第四二九号 昭和二十五年四月十五日受理

電氣事業の再編成に関する陳情

陳情者 長崎市議會議長 望月 庄七

昨年十月より実施された改正電氣料金は、九州に対して最も高率であるばかりでなく普通料金の割当わくが少いたため九州地方は、他地域に対して二・三倍の電氣料金を負担しなければならぬ、さらに伝えられるような電氣事業の分割が実現すれば料金の地域差はますます加重され九州の産業は壊滅の危機に直面することとなるから、（一）地域差料金の撤廃、（二）地帯間融通電力の確保、（三）電源開発の早期実現、等

を図られたいとの陳情。

第四三九号 昭和二十五年四月十七日受理

電氣事業の再編成に関する陳情

陳情者 大阪市北区堂島西町一 社団法人大阪商工會議 所会頭 杉道助外四名

電氣事業の再編成は各地方の需要者の立場を総合して互譲の精神に基き日本経済の復興を目標としてなされるべきものであるから、日本の経済がいま少し安定するまで、再編成を延期されたいとの陳情。